

建設業許可後の届出に必要な書類（申請書・添付書類）

注：表中の変更届出事由は一般的なものの例示であり、上記以外にも届出が必要な場合があります。別途ご確認ください。

Table with columns for '届出事項' (Submission Items), '届出時期' (Submission Period), and '事実の発生から' (Time from Occurrence). Rows list various documents like '役員等の一覧表' (List of Directors), '工事経歴書' (Construction History), etc., with symbols indicating submission requirements.

- 備考（届出に際しての注意点）
※1 「役員等」の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。
※2 「注文者」及び「工事名」欄には、その内容により個人が特定されるような情報（氏名）は記載できませんのでご注意ください。
※3 経営業務の管理責任者、専任技術者の新規配置又は交替等に伴う変更についても、様式第22号の2「変更届出書（第一面）」の提出が必要です。
※4 許可申請者の利便性向上のため、許可に必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを確認する書類として「監理技術者資格証」を添付する場合は、別記様式第9号（実務経験証明書）及び様式第10号（指導監督実務経験証明書）を省略することができます。
※5 許可申請書の簡素化を図るため、平成26年3月の財務諸表等規則の改正に伴い、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の1から100分の5に改正されました。
※6 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
※7 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について、変更があった場合（例：営業所の新設・廃止）に届出が必要です。

# 建設業許可後の届出に必要な書類(確認資料)

◆各届出区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

『確認資料』について  「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして、申請書、届出書及びその添付書類といった <b>法定書類</b> のほかに <b>提出をお願いしている資料</b> です。  以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。 「確認資料」は従来どおり、申請書等の提出先である県(県によってはその出先機関)に申請書等と一緒に提出してください。(「確認資料」は一部のみで結構です。)		届出等の区分							
		経営業務の管理責任者証明書	専任技術者証明書(新規・変更)	変更届出書(営業所所在地の変更)	変更届出書(営業所新設)	変更届出書(営業所の業種の追加)	変更届出書(令3条使用人の変更)		
●●北陸地方整備局建政部ホームページ(建設業情報)は以下をクリック!●● <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html">http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html</a>									
(凡例) ◎:必須提出 △:必要に応じて提出									
届出に必要な書類(確認資料)	主たる営業所・従たる営業所について	営業所の写真(下記記載のもの全て) ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識(法第40条)の設置場所が確認できるように撮影したもの ・記載内容が判読できるように標識をアップで撮影したもの ・営業所名が表示された入口等を撮影したもの ・《ビル内の営業所の場合に限り》フロア案内を撮影したもの				◎	◎		
		営業所の案内図 ※当該営業所のほか交通機関、公共・公益施設等を明示した地図				◎	◎		
		《自社所有の場合》 当該建物にかかる以下の資料のうち一つ ・登記簿謄本【写】 ・登記事項証明書【写】 ・固定資産物件証明書【写】 ・固定資産評価額証明書【写】				◎	◎		
		《賃貸の場合》 当該建物の賃貸借契約書【写】 ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】							
	経営業務の管理責任者について	住民票 《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 現住所建物の賃貸借契約書【写】 ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】(それ以外については個別対応)		◎					
		健康保険被保険者証【写】 ※国民健康保険に加入の場合、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の適用を受けている場合については個別対応(事前にお問い合わせください)		◎					
		《法人の役員としての経験について》 会社・法人の登記簿謄本または登記事項証明書【写】 ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《令3条使用人としての経験について》 変更届出書(令第3条に規定する使用人の着任時と退任時)【写】 ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要 《「準ずる地位」としての経験について》 個別対応(事前にお問い合わせください) 注)更新申請のみの場合で、経営業務管理責任者に変更がない場合は提出不要		◎					
	専任技術者について	住民票 《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 現住所建物の賃貸借契約書【写】 ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】			◎	◎	◎		
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は個別対応(事前にお問い合わせください)		◎		◎	◎		
	令3条使用人について	住民票 《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》 現住所建物の賃貸借契約書【写】 ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】				◎		◎	
		健康保険被保険者証【写】※国保の場合は個別対応(事前にお問い合わせください)				◎		◎	
		《本人に代表権がない場合に限り必要》 見積・入札・契約締結等の権限に関する委任状【写】				△		△	

# 変更届出書(様式第22号の2)記載例

## 変更届出書

様式第二十二号の二(第八条、第九条関係)

記

営業所新設  
※記載例は、令3条使用人と専技が同一の場合を想定

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	A営業所	27. 8. 4	
建設業法施行令第3条に規定する 使用人	—	●● ◆◆	27. 8. 4	A営業所
専任技術者	—	●● ◆◆	27. 8. 4	A営業所
営業所の廃止	B営業所	—	27. 7.31	
建設業法施行令第3条に規定する 使用人	●● ▲▲	—	27. 7.31	B営業所
専任技術者	●● ▲▲	—	27. 7.31	B営業所
役員等の氏名	●● ■■	■■ ●●	27.7.1	取締役・経營業務 管理責任者
役員等の氏名	●● ■■	—	27.7.1	取締役・経營業務 管理責任者離任
役員等の氏名 (経營業務管理責任者の変更)	●● ××	×× ●●	27.7.1	経營業務管理責任者就任
役員等の氏名	—	○○ ▲▲	27.7.1	取締役
役員等の氏名 (経營業務管理責任者の変更)	●● ▲▲	●● ▲▲	27.7.1	経營業務管理責任者離任
役員等の氏名 (経營業務管理責任者の変更)	●● ■■	●● ■■	27.7.1	経營業務管理責任者就任
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	27. 8. 4	C営業所
専任技術者	—	●● ■■	27. 8. 4	C営業所
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	27. 7.31	D営業所
専任技術者	●● ××	—	27. 7.31	D営業所
専任技術者	●● ■■	●● ××	27. 7.31	E営業所
専任技術者	●● ▲▲	○○ ▲▲	27. 7.31	F営業所
専任技術者	●● ▲▲	○○ ▲▲	27. 7.31	G営業所

営業所廃止  
※記載例は、令3条使用人と専技が同一の場合を想定

取締役(経管者)が退任し、新たにこれまで役員ではなかった者が取締役兼経営者に就任

取締役(経管者)が退任し、これまで取締役だった者が新たに経営者に就任、また別途新たに役員でなかった者が取締役に就任

取締役(経管者)が経営者のみ離任し、これまで取締役であった者が経営者に就任

営業所の業種追加に伴う変更

担当業種、有資格区分の変更

営業所の業種廃止に伴う削除

専技の配置営業所のみの変更  
※記載例は、E営業所を廃止し、E営業所の専技がF営業所の専技となった場合を想定

専技の配置営業所のみの変更